

旧西條市各会計決算 執行状況を問う

―新四国のみち美化推進事業―
(無所属クラブ)

問

当事業は、新四国のみちに指定されたアファルト周辺の自治会が行う美化清掃ボランティア活動を支援するものであるが、平成16年度の実施区域、回数、参加人数、予算執行状況等を問う。

答

当事業については、平成15年度からボランティアの参加を呼びかけており、16年5月には、あけぼの自治会54名、9月には駅前西通り自治会、10月には駅前本通り自治会が参加し、計3団体75名が現在、ボランティア活動に取り組んでいる。あけぼの自治会については、光明寺南側200メートルの区間を5月9月に清掃活動を行っている。

しかし、駅前西通り、駅前本通り自治会は、事業参加時期が遅れたことから、当予算における事業の取り組みはなされおらず、予算執行はボランティア保険料2万100円、水のモニュメント電気代10万8千854円の合計12万8千954円となっている。

旧東予市各会計決算

中小企業振興資金貸付制度を問う

(日本共産党議員団)

問

この制度は、旧東予市の制度に改善を加えたものであり、無担保で、金利も国のものより0.9パーセント低く、貸付限度額も500万円

と、中小企業者に好評である。今年度の貸付状況を問う。

また、保証人についても、改善はされているが、無担保と同時に、事業さえしっかりしていれば保証人なしという方向へはならないのか。

答

貸付状況は、旧東予市分が32件で1億1千万円余り。新市以後に12件追加し、平成16年度は44件で1億7千万円余りとなっている。内容は、約8割が運転資金で、残りの約2割が設備資金という状況となっている。

保証人については、合併後は借手には有利なように改善しているが、保証人をなくしてしまうと、万一、回収できない場合は、市が代弁済し、税金を投入することにもなりかねない。今後の状況を見守りたい。

一般質問

妙之谷川の河床整理の状況と今後の見通しを問う

(周桑自民クラブ)

妙之谷川の河床整理は、県の事業であるが、雨季も近づくと、現在の河床整理状況と今後の見通しを問う。

答

県による妙之谷川整備の現在の概況は、全延長4千670メートルのうち中山川合流点から妙之谷川橋までの間860メートルは、計画により平成4年度から順次改修中であり、中山川合流点から大頭橋までの間630メートルは既に改修済である。

上流部の災害復旧事業は、河川7件、砂防施設1件、道路9件、合計17件4億3千万円であり、砂防・道路関係の用地買収が生ずる事業を除き、平成16年度内に発注予定である。上流部への砂防ダム設置は、平成16年度に設置箇所の選定作業を行い、砂防激甚災害対策特別緊急事業として平成17年度から19年度の3か年の工事予定である。

今後の河床整理は、県において最優先で取り組んでおり、被災後、妙口から大郷間で河床土砂約1万8千100立方メートルを掘削除去し、残り5千立方メートルは河川災害復旧工事で除去予定である。石土神社橋から妙之谷川橋までの河床掘削は、平成17年度予算で梅雨時期までには行う予定である。

これまで、県に対し堆積土砂の多い妙之谷川、渦井川など市内12の2級河川について河床整備要望を行ってきたが、今後も早期整備に向け要望したい。



急がれる!河川改修

住環境整備の推進政策は?

(周桑自民クラブ)

問

人口10万以上の都市の大半が特定行政庁になっていると思

うが、西条市での住環境整備推進における特定行政庁の役割や効果について、基本的な考え方を伺いたい。

答

特定行政庁とは、建築主事を置く地方公共団体の長をい、その地方公共団体の建築主事が建築確認等の事務を行うことになっている。これには限定特定行政庁と一般特定行政庁があり、前者については、小規模の建物の建築確認を行い、後者は、すべての建築物の確認検査を行うものである。その効果は、建築確認申請において、受付、確認、協議及び県への進達事務が、特定行政庁になれば、これらすべてを市で行えるため、スピード化が図られることになる。また、1か所で処理でき、申請者の利便性の向上が図られる。

特定行政庁への今後の方向性は、建築基準法では、人口25万人以上の市へ設置となっているが、愛媛県では、人口10万以上の市へ働きかけている。当市も県から要請があり、条例の整備、建築主事の研修等を行い、18年度から限定特定行政庁を受けける準備を行っている。

住環境整備推進については、住宅の建設等について、市が直接目配りし、指導や監督が行われることから推進ができるものと考えている。

高齢者の移送サービスを問う

(周桑自民クラブ)

問

市内における介護保険の移送サービスの内容及今後の考えを問う。

答

高齢者の移動に関する支援は、介護タクシー、高齢者タクシー利用助成事業及び外出支援サービス事業の3つがある。

介護タクシー制度は、通院等のための乗車または降車時の介助に対し介護保険の給付対象となっているものであるが、タクシー乗車時の運賃は給付対象となっていない。

高齢者タクシー利用助成制度は、社会参加の促進と生きがいの向上を図る観点から、75歳以上の在宅高齢者で所得税の非課税世帯に属する者に対し、年間12枚のタクシー利用券を交付し、基本料金相当分を助成する。

外出支援サービス事業は、同様に社会参加の促進と生きがいの向上を図るために、一般の交通機関を利用することができない高齢者がリフト付き車両等を利用できるように、年間24枚の利用券を交付し、輸送料3千円までの9割を助成することで現在運用している。

今後、新市の高齢者の移動に関する支援は、現行制度そのままのかたちで運用していきたいと考えている。



高齢者の足として